

食品安全委員会（第770回会合）議事概要

日 時:令和2年1月21日(火) 14:00~14:40

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 5名出席

傍聴者:報道 2名、行政機関 2名、一般 5名

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・病原体の不活化処理等に関する飼料の基準・規格を設定又は改正する際の取扱いについて
(農林水産省からの説明)

→農林水産省から説明。

本件について、監視伝染病の病原体を不活化する処理及びその処理を施した飼料に関する基準・規格を設定又は改正する場合であって、当該病原体以外の危害要因が想定されないものであることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する。

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・農薬・添加物「アゾキシストロビン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・農薬「オキサゾスルフィル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・特定保健用食品

「ヘルシア サツと健膳 プレーン、
ヘルシア サツと健膳 プレーン ボトル、
ヘルシア サツと健膳 レモンオリーブ風味、
ヘルシア サツと健膳 レモンオリーブ風味 ボトル」

に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論、

「提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断した。ただし、ALARA(As Low as Reasonably Achievable)の原則に則り、引き続き合理的に達成可能な範囲で、できる限りグリシドール脂肪酸エステル(グリシドール脂肪酸エステル)の低減に務める必要がある。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(4) 食品安全委員会の運営について(令和元年10月～令和元年12月)

→事務局から報告。